

令和 7 年度 第 5 回門真市地域福祉計画推進協議会
議事録

開 催 日 時	令和 7 年 6 月 27 日（金）午後 1 時 00 分～午後 1 時 40 分
開 催 場 所	門真中町ビル 2 階 会議室 B
出 席 者 （委 員）	藤江委員、西川委員、長崎委員、安井委員、長田委員、橋本委員 黒木委員、湯川委員、池尻委員、田代委員、美馬委員
欠 席 者	森田委員、松下委員、太田委員
傍 聴 者	0 名
事 務 局	福祉政策課 澤井課長補佐、岡田主査、國田係員
議 題	1 計画の進捗状況について 2 その他
資 料	【資 料】 資 料 1 門真市地域福祉計画推進協議会 委員名簿 資 料 2 地域福祉計画の進捗管理の方法について 資 料 3 門真市第 4 期地域福祉計画進捗状況シート 参考資料 門真市第 4 期地域福祉計画進捗状況シート（全体）

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局	ただ今より、令和 7 年度 第 5 回門真市地域福祉計画推進協議会を開催いたします。本日は、ご多忙の中ご出席いただきましてありがとうございます。 本日は、11 名の委員のご出席をいただいておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第 5 条第 2 項の規定により委員総数 14 名の過半数が出席となり、会議が成立していることをご報告いたします。 なお、森田委員、松下委員、太田委員につきましては所用により欠席となっております。 また、後日議事録の作成を行うため、本日の会議を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。なお、ご発言の際はお近くのマイクのスイッチを入れてからご発言をお願いします。 携帯電話はマナーモードにさせていただきますようお願いします。 それでは、本日の資料の確認をお願いします。 資料 1 門真市地域福祉計画推進協議会委員名簿 資料 2 地域福祉計画の進捗管理の方法について 資料 3 門真市第 4 期地域福祉計画進捗状況シート 参考資料 門真市第四期地域福祉計画進捗状況シート（全体） 資料は全てお揃いでしょうか。不足の資料がございましたら、お申し出ください。 ここで委員に変更がありましたのでご紹介いたします。本市の人事異動に伴いに変更がありましたので、ご紹介いたします。 障害福祉課長の池尻亜希子委員、学校教育課長の太田雅貴委員です。 なお太田委員につきましては、冒頭にもご説明いたしました通り、本日所用にて欠席となっております。 その他事務局にも変更がございました。 福祉政策課の岡田と國田でございます。 以上でございます。 それでは、これ以降の議事進行については藤江会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。
藤江会長	皆様、改めましてこんにちは。 今日は本当に暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。 私は毎日の通勤の途中に古川橋駅前を通っているのですが、皆さんもご存じの通り、古川橋の駅前で新しい施設とマンションが建設中で、現在は 20 階建て位の高さになっております。完成予定が 41 階建てであり、それだけたくさんの人に住んでもらえたら門真市もより発展していきだろうという期待もありながら、部屋が全室埋まるのかという不安を感じながら、非常に高さがあるため、この辺りにこのような建物が建つのかと感慨を持っていたところでございます。また、門真市駅の方でも、市営住宅を建て替え、高層

事務局	マンションができるということで、全国的に少子化が大きな課題の中、日本全体でも人口減少が大きな課題となっており、今月上旬に発表があったとおり、日本の出生者数が初めて 70 万人を割ったということで、少子化の中で、いかに人口を維持しながらまちをつくっていくかということが非常に大きな課題であると感じております。 また、今年門真市社協では基本要綱という制度が大きく改正となり、昨年から全国の社協と情報交換をする場が何度かあり、都市部にいるとあまり感じないが、実はもう九州や北陸等の地方の社協では村終いが非常に大きなキーワードになっている。村終いとは、要するに、都市部から離れた少数の集落をどのように畳んでいくのか、また、物理的に行政サービスや福祉サービスができなくなっている地域もあり、都市部ではあまり馴染みのない話題であるが、実は日本中の至る所で話題になっているということを全国の社協職員から聞きました。その中で村終いは、ネガティブに捉えがちであるが、ある社協職員から村終いは町おこしであると聞きました。これからこの村をどうしていくのか、自分たちは住み続けるのか、住み続けるためにどうしていくのか、閉める場合はどういう閉め方をするのか、これを住民同士で議論することが1つの町おこしであると考えておられました。 地域福祉計画は地域づくりをするということが当然目的であり、村終いの話のように、自分たちで自分たちの地域をどうつくっていくのか、仮にその町が将来なくなったとしても、自分たちがその町をどう作っていくのか、その町をどういう過程で閉めてきたのかということの後世に残しておくことが大事であると感じました。門真市は村終いについて考えることが当面ないと考えているが、地域住民が選択をして形を決めていくような環境を作ることが非常に大事であると改めて感じたところであります。 本日はご案内のとおり、1 時間程度の会議でありますけども、忌憚のないご意見を頂戴しながら進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは早速ですけども、次第に沿いまして議論を進めさせてもらいたいと思います。まずは議題 1 の計画の進捗状況についてご説明をよろしくお願いいたします。 それでは、事務局より議題 1 の「計画の進捗状況について」説明いたします。 最初に、地域福祉計画の進捗管理の方法について説明しますので、資料 2 をご覧ください。 こちらは、本協議会において決定した計画の進捗管理の方法についてお示ししたものです。 下のフロー図をご覧ください。基本施策にかかる各取組項目の進捗状況について、福祉政策課から庁内関係各課等へ照会し、確認を行います。その結果を取りまとめた「地域福祉計画進捗状況管理シート」などの資料を用いて基本目標などの進捗状況等について審議を行い、審議結果をホームページに公表するとともに、関係各課に報告いたします。 では、資料 3 「門真市第 4 期地域福祉計画進捗状況シート」の 4 ページをご覧ください。 進捗状況シートの構成といたしましては、取組項目ごとに定めた取組内容
-----	---

	をピックアップし、上下点線で囲っているのが取組項目、ライン上に色を付けている部分に取組内容及び事業の担当課名、を下段左側に令和6年度の事業の取組状況、課題・改善点、右側に今後の方針、評価を記載しています。なお、各ページ見出しの基本施策、横のページ番号は、地域福祉計画の掲載ページとなっております。 それでは、4ページの基本目標Ⅰ「地域福祉のコミュニティづくり（人づくり・地域づくり）」、基本施策1「誰もが理解しあい支え合える意識づくり」から順番に説明いたします。時間の都合上、基本目標ごとに取組内容を抜粋して説明します。 では、4ページ上段の取組内容「児童・生徒に対する福祉に関する学習の機会の充実」をご覧ください。 取組状況としては、中学校の生徒会と障がい者福祉施設との交流会や、障がい者福祉施設において、職場体験学習を実施しています。 課題・改善点としては、福祉教育・福祉学習に関する学校の理解推進と、地域福祉関係機関との連携推進が課題、としています。 今後の方針は、「継続」で、評価はAの「目標達成に向けて順調に進んでいる」としています。 次に6ページ、基本施策2「地域で活躍する人づくり」の上段「中学校区単位の地域会議の活動支援」をご覧ください。 取組状況としては、全地域会議の代表者が参加する地域会議交流会を開催し、意見交換を行い、各地域会議の情報共有を図ったとしています。 課題・改善点として、地域活動の担い手や人材の不足を挙げています。 今後の方針は、「継続」で、評価はAの「目標達成に向けて順調に進んでいる」としています。 次に、8ページ、「地域福祉活動の促進」の「校区福祉委員による小地域ネットワーク活動の活動支援」をご覧ください。 取組状況としては、市社協に小地域ネットワーク活動推進事業補助金を交付し、市内15地区の校区福祉委員会による住民主体の活動を展開することにより、高齢者や障がい者・児、子育てに支援が必要な人等が地域の中で孤立することなく、安心して生活できるよう取り組みました。取組実績は、記載のとおりです。 課題・改善点として、1点目は、一部の地区でいきいきサロンの回数が減り、グループ援助活動参加者が大幅に減少した。一方で、世代間交流については、各地区で積極的な活動がされ、増加傾向となっております。今後も皆が集える場所として交流の場を設け、参加者の取り込みを図る必要があるため、引き続き事業実施団体である社会福祉協議会と連携し、積極的な活動を促していく。2点目は、個別援助活動については、現在、対象者の大半が高齢者であるため、障がい者や子育て中の親子などを対象とした活動に係る情報提供を行うなど、多様な人が活動しやすい環境の整備に努める、としています。 今後の方針は、「継続」で、評価はAの「目標達成に向けて順調に進んでいる」としています。
--	--

	では、次に 11 ページをご覧ください。ここから、基本目標Ⅱ「包括的な支援体制づくり」に移ります。 基本施策4「組織横断的な支援体制の整備」の取組内容「分野を問わない福祉の総合相談窓口であるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の相談支援機能の向上」をご覧ください。 取組の状況は、8050 問題やひきこもり、ひとり親家庭の親子など、さまざまな課題を抱えた要支援者に対し、課題整理や関係機関との連携による支援、引き継ぎ等、専門的な相談支援を行った。また、ケース会議や地域福祉の担い手で構成する地域福祉連絡会を開催し、専門機関との連携強化を図り、要支援者に対する見守り・相談・つなぎのセーフティネット体制づくりに努めました。相談受付延べ件数は、510 件となっています。 課題・改善点として、本事業の相談者の多くが生活費に関する相談などの生活困窮を背景とした課題を抱えており、本事業と同様に社会福祉協議会に委託している生活困窮者自立相談支援事業との連携を図ることで、要支援者の包括的な支援が可能となり、円滑な課題解決を図ることができたものの、課題としては、ひきこもりや介護、医療や各種福祉サービスに繋がっていないなど、問題が複合化していて、CSWのみの関わりでは対応困難な事例が発生しているため、関係機関と連携を図りながら、普段から顔の見える関係性をつくっていく必要性があります。 また、生活困窮に関する相談については、特に緊急性の高いものが多く、CSWに相談があった時点で相談者自身の力では改善が困難な状態になっており、従来の支援の枠組みだけでは対応できない状況が生まれており、行政機関や医療機関などの関係機関等とさらなる連携を図り、要支援者が必要とする支援を迅速に提供できる体制づくりを進めることで、課題解決に努めます。 また、相談者に対し、より早い段階でCSWに相談してもらえよう、本事業の周知をより一層充実させ、福祉のなんでも相談員としての認知度の向上を図ることで、より多くの市民に対して支援を行っていく。 加えて、地域の状況をよく把握している民生委員や校区福祉委員、地域会議や地域の子育てサロンといった社会資源等も含めて、地域のネットワークを強めていくことで、支援を必要とする人を少しでも早く把握できる環境づくりを進めていきたい、としています。 今後の方針は、「継続」で、評価はAの「目標達成に向けて順調に進んでいる」としています。 続いて、12 ページ下段の取組内容「各分野において相談者の悩みを包括的に受け止め、適切な支援につなげる（子どもの未来応援チーム）」をご覧ください。 取組状況は、子どもの貧困対策事業として、「子どもの未来応援ネットワーク事業」を平成 29 年 10 月から実施し、支援が必要な子ども等の発見から支援までトータルに対応できるネットワークを市民・企業等と構築している。令和 6 年度に新たに 51 世帯の支援に着手し家庭環境の改善に取り組んでいます。 課題・改善点としては、「子どもの未来応援団員」登録者数が 1,700 名を超え、情報誌で「子ども食堂」や「宿題カフェ」などの活動を周知したことにより、子どもの居場所で見守りを行う応援団員が増加したことで「子ども
--	---

	の未来応援チーム」に提供される情報も増加した。今後は団体等からの応援団員登録申込だけでなく、市民からの申込を増やすためより市民への応援団員募集の周知に努める、としています。 今後の方針は、「継続」で、評価はAの「目標達成に向けて順調に進んでいる」としています。 では、次に 14 ページの基本施策5「生きづらさを抱える人への支援」、上段の「相談者の自立に向けた伴走型の支援・就労に不安がある人に向けた社会参加やカウンセリングによる段階的な就労支援」をご覧ください。 取組の状況としては、生活困窮者に対する総合的な相談窓口として「生活困窮者自立相談支援事業」を実施しており、一人ひとりに合わせた支援計画を作成し、各種貸付や制度を利用しつつ、自立に向けた伴走型の支援を実施しています。また、「就労準備支援事業」では、自力での就職が困難な方に対し、日常・社会的自立から就労までを一貫して支援し、「家計改善支援事業」では、家計改善の専門家がお金のやりくりなどをサポートし継続的に支援しています。 課題・改善点は、困窮している人が、経済的、精神的に追い詰められてしまう前に支援を受けられるよう、相談窓口の周知に努める必要がある。就労準備支援事業についても、利用者が増えるよう、周知に努める必要がある、としています。 今後の方針は、「継続」で、評価はAの「目標達成に向けて順調に進んでいる」としています。 次に、17 ページをご覧ください。ここから、基本目標Ⅲ「安心・安全に地域で生活できるまちづくり」の部分となります。 基本施策6「権利擁護の推進」、下段の「社会福祉協議会の日常生活自立支援事業（金銭管理）の周知及び利用促進」をご覧ください。 取組状況は、64 人の利用者と契約を締結し、金銭管理サービスを含む福祉サービスの利用援助を行った。また、定期的に生活費を利用者へ届ける支援は 2,176 回を数え、金銭管理を通じて生活の安定を図った。」としています。 課題・改善点は、「利用者の転居等により 10 件の解約が発生した一方で、新規の利用契約件数は 7 件であったため、利用者数は前年度と比較して減少した。制度の周知を図り、制度を必要とする市民への支援に繋ぐように取り組む。」としています。 今後の方針は、「継続」で、評価はAの「目標達成に向けて順調に進んでいる」としています。 では、次に 20 ページ上段の取組項目「高齢者、障がい者などの支援が必要な人が円滑に避難するための方策の検討」をご覧ください。 こちらは、基本施策7「災害時の安心・安全の仕組みづくり」となっており、基本施策及び取組項目については 19 ページ上部に記載しております。 20 ページの取組状況に戻りまして、本年度においては「防災講話や防災訓練を通じて、自助の重要性など各種啓発を実施するとともに、要配慮者が利用するよう配慮者利用施設への避難確保計画について、作成を促した。」としています。 課題・改善点は、「引き続き要配慮者に対し、自助を始めとした各種啓発
--	--

	を実施し、防災意識の向上を目指す。また、避難確保計画に基づく避難訓練について、要配慮者利用施設での防災講話等活用し、施設職員、利用者へ啓発していく。」としています。 今後の方針は、「継続」で、評価はAの「目標達成に向けて順調に進んでいる」としています。 最後に 21 ページ 基本施策 8 「すべての人にやさしいまちづくり」の上段、取組項目「ICTを活用し、さまざまな行政サービスを気軽に受けられる環境の整備」をご覧ください。 取組状況として、1 点目は、マイナンバーカード等を活用した「申請書作成支援端末」の設置により、市民の利便性向上と行政の業務効率化を図った。2 点目は、オンライン申請や手続きナビの利用範囲の拡充を行い、市民の利便性向上及び業務の効率化を図り、これにより、本市のオンライン化済行政手続数は、年度当初の導入手続数 449 手続から 827 手続に増加した。3 点目は、スマホなんでも相談窓口やスマホ教室を実施し、デジタルに不慣れな市民へのサポートを進めた、としています。 課題・改善点は、・オンライン申請や手続きナビゲーションサイトの利用率の向上のための取組 ・オンライン申請や手続きナビゲーションサイトの利用率の向上のための取組 ・利用者数（友だち登録者数）を増やすための広報活動 ・デジタルに不慣れな方でも利用していただけるような分かりやすい仕組みづくり ・市民が本当に必要としている情報の把握、効果的な発信 ・オンライン申請可能手続きの拡充やさらなるLINE機能拡張による市民の利便性の向上、としています。 ・スマホ教室及びスマホなんでも相談窓口の利用状況 ・デジタルに不慣れな方に対する効果的な取組の検討 今後の方針は、「継続」で、評価はAの「目標達成に向けて順調に進んでいる」としています。 説明は以上です。
藤江会長	資料3の進行状況につきまして、事務局の方から計画自体が非常に多岐にわたるテーマですので、ポイントで説明を頂戴しました。 資料3につきまして、何か皆様からご意見やご質問等があれば、お聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。
事務局	事務局から1点ご報告がございます。 令和5年度及び6年度に本協議会においてご検討いただいております本市における包括的支援体制の整備についてですが、その手法の1つである重層的支援体制整備について、令和8年度の実施に向け、門真市重層的支援体制整備事業検討会議を設置し、本日10時より第1回目の検討会議を開催いたしましたことをご報告いたします。 この検討会議では本市の相談事業における現状と課題の共有や新たな取り組みについて検討を行い、実施計画案の策定に向け、年度内に5回程度開催を予定しております。

藤江会長	また本市における権利擁護支援として、成年後見制度の利用促進に向けた取り組みに必要な体制整備を行うための門真市権利擁護支援地域連携ネットワーク会議を本年5月1日に設置し、10月の中核機関設置に向け検討を行っておりますことも併せて、報告させていただきます。 以上でございます。 ありがとうございます。重層的支援体制整備事業、国の方から地域共生社会を目指すということで、現行の市町村でこの取り組みが始まっています。 門真市の方では来年度の実施に向けて今年度から準備事業という形で実施しております。私も本日午前中の会議に参加いたしましたが、先ほど村終いの話にもあったとおり、日本の社会構造が変わってくる中で、行政サービスをどれだけ重層的に支援できるか、これまでの行政サービスは縦割りであったため、その行政サービスに対して地域住民の方や社協等の関係機関が連携しながら全市的に地域を作っていくことがこれから日本の大きな福祉の転換であると思っています。 あわせて成年後見制度につきましてもご報告ありましたが、成年後見制度ができたのは2000年で、ちょうど25年前にできたものになります。判断力のない方に対して後見人をつけるという制度になりますが、この25年間で、日本の人口構造の変化に伴い、グローバル社会の中で、この成年後見制度自体が世界的な基準でいえば人権的に問題があると日本が指摘されていると聞いております。当然判断力のない方に後見人をつけて、すべての代理権を後見人の方が付与されるが、今の成年後見制度では代理権を付与された方がその方の介助ができないという仕組みになっています。これが実は世界基準で言えば、自分のことを自分で決められないというのは好ましくなく、その方の権利を一生涯、代理人の方に付与しなければいけないという仕組み自体が問題だということで、現在、国の方でも大きな制度改正を考えていると聞いてます。 具体的にどんな形なるか決まっていはいないが、昨年度から検討会をしながら、この仕組みも大きく変わるということで、その中で門真市もこの中核機関について実施していきますので、今回の福祉計画の中でも人権についてのテーマもあったように、成年後見制度はその方のサービス保証をしていくということだけではなく、自分のことを自分で決めていくことを保証することも非常に大きな観点であるのかなと思っています。またこれについては本日お集まり各機関の皆様にも影響することが多々あると思いますので、ご協力をお願いできたらと思います。 何か今までの中でご質問やご意見などございますでしょうか。それでは西川委員をお願いします。
西川委員	門真市障がい者基幹相談支援センターえーるの西川と申します。 よろしくお願いします。 私も午前中の重層的支援体制の会議に参加させていただいており、今後の共生社会のところや重層的支援体制のところを考えたときに、専門的な支援だけではなく地域の支援体制を強化していくところが重要になってくるといって強く感じております。 その中で、基本目標2の基本施策4のコミュニティソーシャルワーカーについて、コミュニティソーシャルワーカーの相談支援機能の向上というところ

藤江会長	ろだけではなく、支援体制の向上まで考えていかないといけないのかと感じるほど、コミュニティソーシャルワーカーさんに求められてるのが非常に大きくなってきていると感じております。 現状、このコミュニティソーシャルワーカーさんの支援体制について詳しく教えていただければと思います。 ご質問いただきましたコミュニティソーシャルワーカーについて、この事業は平成 18 年に当初大阪府事業として始まりました。大阪府の当時のイメージは中学校区ごとにコミュニティソーシャルワーカーを配置するような事業のイメージであったが、この門真市においては当初から 2 名配置という形で、平成 18 年当初は社協 1 名であと人権協会 1 名という形で市内 2 名体制でこの事業が始まりました。 当時は全国的にも注目された事業で、福祉の何でも相談という形で、例えば高齢や障害、児童などの分野に囚われない相談をコミュニティソーシャルワーカーが様々な制度を網羅した形で相談を聞き、実際にその解決するにあたっては、その相談内容に応じた専門機関の協力を得ながら解決をしていくというソーシャルワーク的なことが求められた事業であるということとあわせて、大阪府のコミュニティソーシャルワーカーのイメージは、そこに地域の住民の力も変えていくということが非常に大きなポイントで、多くの研究者の方達にも注目をされながら全国で大阪が先駆けて取り組んでいる事業になっております。 現在、門真市においては、人権協会は事業から離れ、門真市社協の方で 2 名のコミュニティソーシャルワーカーを配置して事業推進しております。 保健福祉センターに社協の窓口がありますので、センターで聞いた相談を対応することが中心であるが、平成 21 年度から地域福祉連絡会を毎月、門真市内の障害・高齢・児童・医療の社会福祉法人の皆様にお集まりいただき、連絡会の会議を持たせてもらっております。 会議内容については様々なケースの話であったり、分野に囚われないテーマで研修会を開催する企画であったり、地域福祉マップを作るということも教育のこととして挙げさせてもらっております。 体制支援につきましては、当初、大阪府のイメージでは中学校区ごと配置するということであったが、現在 2 名配置。社協で雇用した専門的な相談員で対応しているが、相談内容が多岐にわたり、これまで事業してきた中で、非常にありがたかったことは、社協のコミュニティソーシャルワーカーが 1 から 10 まで動かなくても、地域住民や、民生委員の皆様にも協力してもらいながら、あるいは個別の相談を聞いて解決に至るまでのご支援を受けたりしております。特にひきこもりの支援については、コミュニティソーシャルワーカーが毎日定期的に回ることに難しいが、自治会長や市民の方たちが見守っていただいて、そういう方から問題があったら、連絡するといった、問題が起こったときに、社協が関わって、地域の方にも安心してもらって、ひきこもりの方を支援しております。コミュニティソーシャルワーカーは長いスパンで関わるが多く、その間は社協の担当者も何人か変わりますが、地域の住民の方たちが非常に地域のことでよくわかっていただいている。社協職員では把握できないような地域住民の方しか察知できないような情報を持っているため、地域の方が直接対応できない時に社協に相談いただき、その時に相談員が対応して一緒に解決するような体制をとっている。相談員が全部
-------------	---

	抱え込むということではなく、各機関の皆様にご相談しながら、支援をしてるってこととあわせて、先ほど事務局内部でも、ちょっと困難ケースについては、毎月の地域担当者会議の中で、コミュニティソーシャルワーカーや地域を担当する複数の職員が、定期的に解決しながら情報共有をしております。また、相談員が困難ケースについて自分で抱え込んで苦しまないように社協では取り組んでいるところです。 他に何かご質問はございますでしょうか。
湯川委員	福祉政策課の湯川と申します。よろしくお願いいたします。 先ほども出ました午前中の重層的支援体制の整備事業検討会議についてですが、私も委員長として参加しておりました。その中で先ほど西川さんや藤江会長の方から言っていたいただいたようなことを、グループワークとか入れながら（委員の皆さんに）話を聞いておりました。同じグループに学校の先生がおり、福祉の障害や高齢、子供などは全部が全部ではないがケースごとにそれぞれ門真市では連携が結構取れているので、繋がったケースの中で難しいケースもあると思うが、CSW が中心になりながら連携しているという体制が一定できていると話をしている中で、学校に関しては、学校と福祉との繋がりは非常に弱く少ないという話がありました。学校側がどこに相談したらいいのかわからず、家庭児童相談へ相談に行くことは多いと思うんですけど、社協に相談して良いのかわからないと皆さん感じておられるという話があったので、それはたまたま学校の話であったんですが、結局、お互いがどんなことができるのか、しているのかというところを共有することはすごく大切だと思います。そのうえで、ここはどういう役割ができて、違うところはこういう役割ができてという支援に繋がっていくと思います。 それぞれでやっていって連携するっていう個別の動きと別で、全体的なプラットフォームを作るということは、支援するときだけではなくて、するための下地として作る必要があると思いましたので、重層的支援体制の会議は別の形で並行して検討しておりますが、今日参加いただいた委員さんの機関にもすごく関係することになるかと思いますので、また会議のときにその時の進捗状況は共有させていただけたらと思っております。
藤江会長	ほか何かご意見やご質問等ございますでしょうか。 それでは次第に戻っていただいて、議題2のその他について、事務局よりご説明の方よろしくお願いいたします。
事務局	今回の会議ですが、令和8年度中に1回程度、開催を予定しております。開催の際には日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 また、本日の議事録については、門真市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、2週間以内に市ホームページ及び情報コーナーにて公開することとなっております。本日より約1週間後を目途に議事録のご確認をお願いしますので、議事録がお手元に届きましたらご確認をお願いします。お忙しいところ申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。
藤江会長	それでは本日予定した案件は2つとも終了となりました。 冒頭で申し上げました古川橋駅前のところは、来年度には完成していると思いますので、門真市民の方が高層の建物を毎日見ながら、将来の門真にと

	ってすごく良いイメージで、門真の未来を象徴するような、建物になっても らったらありがたいなと思います。 それでは以上をもちまして、令和7年度第5回地域福祉計画推進協議会を 終了とさせていただきます。 皆様、ありがとうございました。
--	--